

「冬の感染症」十分な睡眠とバランスのよい食事を心がけ、免疫力を高めることも大切です。

一部免除をうけたときは残りの保険料の納付を忘れずに

●保険料の一部免除とは

国民年金の保険料には、本人・世帯主・配偶者の前年の所得が一定額以下の場合には、申請して承認されると納付が免除される制度があります。免除額には、全額免除・4分の3免除・半額免除・4分の1免除の4種類があります。このうち全額免除以外は免除を受けた保険料の残りの保険料、つまり免除されていない保険料は納めなければなりません。この保険料の納付を怠ると免除が承認されていても、「保険料未納期間」となりますので、注意が必要です。

【4分の3免除】毎月の保険料の4分の3が免除。平成28年度の場合、免除が承認されると月額12,190円が免除され、残りの4,070円は納付しなければなりません。

【半額免除】毎月の保険料の半額が免除。平成28年度の場合、免除が承認されると月額8,130円が免除され、残りの8,130円は納付しなければなりません。

【4分の1免除】毎月の保険料の4分の1が免除。平成28年度の場合、免除が承認されると月額4,060円が免除され、残りの12,200円は納付しなければなりません。

●保険料の納期限

国民年金の保険料には納期限があります。毎月の保険料は、翌月末日までに納付しなければなりません。そして、2年を経過すると時効によって保険料を納めることができなくなります。保険料の一部免除を受けた場合でも、残りの免除されていない保険料については、同様ですのでご注意ください。

※納期限が過ぎた保険料については平成27年10月から「後納制度」が開始されましたので、そちらの申請をしていただくことにより（審査があります）過去5年以内の保険料については納付が可能です。

ただし、保険料額には加算額が追加されますのでご注意ください。

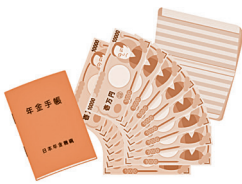
▼問い合わせ先

宇都宮西年金事務

☎0288(622)4288-1

●保険課 国保年金係

☎(56)9134



在宅介護支援センターによる介護予防教室のご案内

今日の元気を明日の元気に！！おおむね65歳以上の方を対象に介護予防教室を実施します。みんなで楽しく活動しましょう。みなさまの参加をお待ちしています。

日にち	時間	内容	場所	申し込み先
12月14日(水)	午前10時	脳トレ・体操	下神主公民館	トータスホーム
12月16日(金)	～ 正午	楽しく体操	下多功公民館	☎(52)2220

▶問い合わせ先＝保険課 高齢者支援係 ☎(56)9102

日用品、生活雑貨、作業用品、季節の商品、LPガス、灯油

暮らしの店 **海老原善次商店**

安くてよい商品は当店で！
親切、ていねい、楽しい。商品1個からでも配達します
お気軽にお問い合わせください

上三川町上三川4879 ☎0285(56)2065 ホームページ：<http://ebiharashouten.com/>

ギャラリー&
多目的スペース

やねうら

ギャラリー展示、趣味やサークル、地域の集まりなどにご利用ください。利用者随時受付中です。イベントスケジュールやご利用のお問い合わせは「海老原善次商店」までお気軽にお問い合わせください。

「第2次地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画」素案に関するパブリックコメント(町民意見の募集)の実施

地域福祉の推進を図るため、町と町社会福祉協議会が共同して「第2次地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画」素案を作成しました。この素案を公表し、広く町民の皆さんからのご意見等を募集します。

お寄せいただいたご意見等は、内容ごとに整理・分類し、町の考え方を付けて公表します。なお、個々のご意見等に対して直接回答は行いませんので、あらかじめご了承願います。

●公表する資料名「第2次上三川町地域福祉計画・第3次地域福祉活動計画」素案

●資料の閲覧及び意見等の提出期間 平成28年12月12日(月) ～平成29年1月10日(火)

●資料の閲覧方法 町ホームページに掲載するほか、役場町民ホール、福祉課窓口、中央公民館窓口にて閲覧いただけます。

●意見等の提出期間 平成28年12月12日(月) ～平成29年1月10日(火) 《必着》

●意見等を提出できる方 町内に居住・通勤・通学する方、町に納税義務を有する方、本案件に利害関係を有する個人または法人

●意見等の提出方法 意見等提出に係る詳細については、閲覧窓口や町ホームページによる掲載にてお知らせします。

※ご意見等は、口頭、電話では受け付けできません。

▼問い合わせ先

福祉課 福祉人権係 ☎(56)9128

【冬の感染症】冬はノロウイルスなどによる食中毒が多く発生する季節です。

「第2次障がい者基本計画」素案に関するパブリックコメント(町民意見の募集)の実施

障がいのある方の自立及び社会参加の支援等を推進するため、「第2次障がい者基本計画」素案を作成しました。この素案を公表し、広く町民の皆さんからのご意見等を募集します。

お寄せいただいたご意見等は、内容ごとに整理・分類し、町の考え方を付けて公表します。なお、個々のご意見等に対して直接回答は行いませんので、あらかじめご了承願います。

●公表する資料名「第2次障がい者基本計画」素案

●資料の閲覧及び意見等の提出期間 平成28年12月12日(月) ～平成29年1月10日(火)

●資料の閲覧方法 町ホームページに掲載するほか、役場町民ホール、福祉課窓口、中央公民館窓口にて閲覧いただけます。

●意見等の提出期間 平成28年12月12日(月) ～平成29年1月10日(火) 《必着》

●意見等を提出できる方 町内に居住・通勤・通学する方、町に納税義務を有する方、本案件に利害関係を有する個人または法人

●意見等の提出方法 意見等提出に係る詳細については、閲覧窓口や町ホームページによる掲載にてお知らせします。

※ご意見等は、口頭、電話では受け付けできません。

▼問い合わせ先

福祉課 福祉人権係 ☎(56)9128

くらしと電気の総合プランナー

 **株式会社 多田電工**

TEL 0285-53-6130(代) FAX 0285-53-2865
〒329-0524 栃木県河内郡上三川町多功1776



ISO 9001
認証取得